

石川県ヤングクラブバレーボール連盟 細則

(関係者の責務)

第1条

規約第3条に規定されている「青少年の健康増進・体力の向上と健全育成」には、次のものを含む。

- 1 石川県ヤングクラブバレーボール連盟（以下「本連盟」という）役員及び応援関係者の責務
 - (1) 公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という）が定める「競技者及び役員倫理規則」及び本連盟が定める規約及び規則（以下「本連盟規約・細則」という）を遵守しなければならない。

- 2 チームの代表者、指導者、関係者（以下「チームスタッフ」という）の責務
 - (1) 本連盟の規約において定めた目的を理解し、目的に沿って青少年の育成、バレーボールの普及発展に努めなければならない。
 - (2) 青少年の育成から逸脱した日常練習や練習試合等を行ってはならない。
 - (3) 指導の名をかりた体罰、暴力・暴言、セクシャルハラスメント、差別等の人権尊重の精神に反する行為をしてはならない。
 - (4) 試合、交流大会及び練習等（以下「試合等」という）において、酒気を帯びて指導してはならない。また、喫煙をするときは、施設の使用規定を遵守し、適切な場所において喫煙しなければならない。
 - (5) 選手の入部に関わる正当な手続きを経ずに、選手の勧誘、入部、移籍を行ってはならない。また、選手の勧誘、入部、移籍に関連し、選手にこれらを強要してはならない。
 - (6) 選手の進路に関して、選手あるいは保護者に強要したり、不適切な指導をしてはならない。
 - (7) 法令等に違反する行為を指示・教唆する行為及び黙認する行為をしてはならない。

- 3 監督又はそれに代わる責任者の責務
 - (1) 抽選会及び代表者会議に「本連盟規約・細則」を持参の上、出席しなければならない。
 - (2) 抽選会及び代表者会議で説明、確認及び決定された事項をチーム全員と応援関係者に必ず周知し、遵守させなければならない。
 - (3) 第4条に規定する「(2) 大会要項」以下に記載する各種の競技規則及び施設の使用規程について、チーム全員と応援関係者に必ず周知し、遵守させなければならない。
 - (4) 大会当日の出発時には、選手の健康状態を確認するとともに、大会期間中の選手の健康管理には、十分留意しなければならない。

- 4 チームの責務
 - (1) 開会式、表彰式及び閉会式に選手6名以上が上下統一された服装（シューズは除

く)で整列しなければならない。

- (2) 本連盟が主催する大会期間中及びこれに伴う移動中に生じた事故並びにその他の傷害について、本連盟は一切その責任を負わない。従って、チーム関係者は、必ずスポーツ安全保険等に参加すること。

(優先順位)

第2条

本連盟以外に小学生バレーボール連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、大学生バレーボール連盟にも所属する選手の優先順位については、選手の意思を尊重する。ただし、本連盟の主催する日本ヤングバレーボールクラブ男女優勝大会(以下「全国大会」という)石川県予選大会及び全国大会の出場は、原則として本連盟の活動を優先する。

(競技会及び講習会等)

第3条

本連盟が主催する競技会及び講習会は、次のとおりとする。

- (1) 全国大会石川県予選大会
- (2) ヤングクラブバレーボール大会
- (3) 審判講習会
- (4) 指導者講習会

(競技規則)

第4条

- 1 競技規則の優先順位は、次のとおりとする。
 - (1) 抽選会及び代表者会議における確認・決定事項
 - (2) 大会要項
 - (3) 本連盟細則
 - (4) 本連盟規約
 - (5) 一般社団法人石川県バレーボール協会(以下「県協会」という)規約一式
 - (6) 日本ヤングクラブバレーボール連盟規約一式
 - (7) JVA制定の競技要項(以下「JVA競技要項」という)
 - (8) JVA制定の6人制バレーボール競技規則(以下「6人制競技規則」という)
- 2 ユニフォームは、「6人制競技規則」に規定されているとおりとする。なお、全国大会に出場するチームは、全国大会の要項及び規程に準ずるものとする。
- 3 部長、監督、コーチ、マネージャー、トレーナー及びドクター(以下「ベンチスタッフ」という)は「6人制競技規則」のとおりとする。
 - (1) ベンチスタッフの1名以上は公益財団法人日本スポーツ協会のバレーボールの公認指導者資格(コーチ1~4、以下「公認資格者」という)のいずれかを有する者であること。
 - (2) トレーナー及びドクターは、公益財団法人日本スポーツ協会に有効登録された有資格者とする。

- 4 選手については、「JVA競技規則」、「6人制競技規則」に準ずる。
- 5 審判団（主審、副審、ラインジャッジ及び記録）については、次のとおりとする。
審判団として任務にあたる時は、割り当てられた任務に専念するとともに、ジャージ等任務にふさわしい服装で参加すること。
- 6 会場使用については、その会場の使用規則に合わせ、会場担当競技委員から出される指示に従うこと。

（大会要項）

第5条

本連盟が主催、主管する大会の要項及び全国大会への推薦条件は理事会または役員会において審議し決定する。

（諸行事の中止等）

第6条

本連盟が主催する事業及び会議は、災害が発生した場合又は警報が発令されたときは、中止、延期又は一部延期することができるものとし、その取り扱い及びその後の処置は、役員会または理事会において審議し、決定する。

（構成員及びチーム条件）

第7条

- 1 本連盟の登録を認める構成員及びチーム条件は、次のとおりとする。
 - （1）学校の枠を超え、年間を通して石川県内で継続的に選手育成を目的に活動していること。
 - （2）学校の部活動単独チームでないこと。（実質的にこれに準じると判断される場合を含む）
 - （3）チーム代表者は責任のとれる成人とし、原則として石川県内に在学・在勤・在住している14歳まで（U-14の場合）あるいは19歳まで（U-19の場合）で構成された男子又は女子チームであること。なお、個別事情により特別な配慮が必要な場合は役員会にて判断する。
 - （3）チーム、ベンチスタッフ、選手、日体協資格者はJVAメンバー制度登録システム（以下「JVA-MRS」という）にて有効に登録されたものであること。
 - （4）本連盟の趣旨、目的、規約及び細則を十分に理解し、本連盟の運営に協力できるチームであること。
 - （5）試合中、いかなる状態でもコート上の選手が『5名以上、同一学校にならない』ようにすること。もし試合中に違反が確認できた場合には、大会の「競技上の注意」に記載された規定で処罰する。
 - （6）本連盟に加盟を希望するチームは加盟の仮登録が認められた日から一年間、全国大会石川県予選大会には出場できないが、その他の大会は活動状況をみて判断する。

- (7) 責任をもって試合の審判運営（主審、副審、記録、ラインジャッジ、アシスタントスコアラー、点示）が行えるようにすること。
- (8) スポーツ安全保険等に必ず加入すること。

2 移籍した選手の大会等に関する参加資格は、次のとおりとする。なお参加資格の有無は、役員会にて判断する。

- (1) 移籍後の最初の全国大会県予選会には参加を認めない。（移籍後1年以上経過した場合を除く）
- (2) 移籍の原因が、次に記載する場合には、制限なく参加を認める。
 - ①移籍の理由が、旧加盟団体もしくは準加盟団体の解散あるいは活動休止により移籍を余儀なくされた場合
 - ②移籍の理由が、住居の移転により、旧加盟団体もしくは準加盟団体での活動ができなくなった場合
 - ③その他、①②に準じる場合

（本連盟への加入申請及び手続）

第8条

- 1 本連盟への加入申請及び加入手続は、次の方法による。
 - (1) 加入申請は、本連盟事務局長に対し、別途定める加入申請書及び、事務局長が指示する書類（活動調査票等）を提出する。
 - (2) 加入の可否は理事会において判断し、理事会は仮登録及び本登録の合計2回の審査を行う。なお、審査は提出書類に加え、役員会が主体となって実施する調査結果、当事者からの聴き取りなど、適宜の方法で行うものとする
 - (3) 仮登録の審査は、申請書類等の提出及び調査等が終了した後（申請から概ね6ヶ月を要する）に最初に開かれる理事会で行う。
 - (4) 本登録の審査は、仮登録が承認された日から継続して1年以上チームとしての活動がなされ、かつ、当該チームが本登録を希望する場合に、事務局長が指示する書類（活動調査票等）を提出し、調査等が終了した後（申請から概ね3ヶ月を要する）に、最初に開かれる理事会で行う。
 - (5) 加入申請をしたチームは、本連盟（本連盟から調査の委託を受けた団体及び個人を含む）が、審査のために必要と判断し実施する調査（チーム関係者や第三者等への聞き取りや、活動場所での活動確認等）に協力する。

- 2 仮登録が承認されたチーム（以下、「仮登録チーム」という）の本連盟における活動について
 - (1) 仮登録チームは、仮登録が承認された理事会以後、当連盟の準加盟団体とする。準加盟団体となった仮登録チームは、加盟団体と同様に登録料等を支払い、以後、本連盟が主催もしくは主管する大会（但し、全国大会予選会を除く）への参加資格が認められる。
 - (2) 仮登録チームは、本連盟の規約、細則等を遵守する。
 - (3) 仮登録チームは、理事の選出権限を有しないが、理事会の許可を得て、仮登録チーム代表者が理事会を傍聴することができるとともに、理事会において、議長の

許可がある場合には、意見を述べることができる。

(4) 仮登録チームは、準加盟団体として、本連盟の活動に協力する。

- 3 仮登録をしたチームが、本登録の審査を受けた結果、理事会で本登録が認められなかった場合、当該チームが仮登録の要件を充たしており、かつ、当該チームが仮登録の継続を希望する場合には、仮登録を継続することができる。

(加入団体の処分等)

第9条

- 1 理事会は、本連盟の加盟団体あるいは準加盟団体に、本連盟の規約、細則等に関する違反があり、次に定める事由に該当する場合には、当該団体の加入資格を取消す。
- (1) 違反内容が重大であり、本連盟への所属を認めることが相当でないと判断される場合
- (2) 理事長から改善の指導がなされたにもかかわらず指導に従わない場合
- (3) 理事長から改善の指導がなされ、相当期間が経過したにもかかわらず改善が認められないと判断される場合
- 2 理事会は、本連盟の加盟団体あるいは準加盟団体に、連盟の規約、細則等に関する違反があり、前項の取消には該当しないものと判断した時は、次に定める処分を行う。なお、活動停止の処分は大会参加資格の停止を含み、停止中期間中の当該団体選出の理事は、理事会に出席することはできるが、議決権を行使できないものとする。
- (1) 1か月以上3年以下の範囲で期間を定めた活動の停止
- (2) 活動再開条件を明示した上での期限を定めない活動の停止
- (3) 連盟主催の大会（全国大会予選会を含む）の参加資格の停止。この場合は、資格を停止する大会を明示する。
- 3 理事長は、本連盟の加盟団体あるいは準加盟団体に、連盟の規約、細則等に関する違反があり、緊急性があつて、本条第1条の理事会の決議を待つことができない場合には、役員会の承認を得て、2か月以内の範囲で、当連盟に関する活動を休止させることができる。この場合、理事長は2か月以内に理事会を開催し、違反及び処分に関する報告を行うとともに、さらに本条第1条に定める処分を行うか否かを協議する。

(加入団体の継続手続と資格の喪失等)

第10条

- 1 加盟団体及び準加盟団体は、毎年度、第一回理事会開始までに、加盟の継続申請を行い、登録料を支払う。
- 2 加盟団体又は準加盟団体が、前項の期日までに継続加盟の申請または登録料の支払いを怠った場合（但し、やむを得ない事情があつた場合を除く）、当該団体は、当連盟からの何らの通知を要することなく当然に登録資格を喪失する。
- 3 加盟団体及び準加盟団体が、前項に基づき登録資格を喪失した場合、当該団体は、あらためて登録申請を行うことができるが、この場合の加盟手続きは、新規の加盟

申請の手続きに基づいて行う。（本登録であった加盟団体であっても、仮登録の申請承認を経て、再度、本登録に至る手続きを経ることになる）

（登録）

第11条

規約第7条に規定されている「登録方法」等については、次のとおりとする。

1 本連盟への登録は、JVA-MRSの登録方法に準じて登録すること。

（1）チーム登録

毎年の登録の開始日は JVA-MRS の登録開始日とする。登録料は、年間 15,000 円 /1 チームとし、登録が承認されたことが確認できたら速やかに会計に納入しなければならない。また、その内訳は県協会 5,000 円、本連盟 10,000 円とする。

（2）個人登録

毎年の登録の開始日は JVA-MRS の登録開始日とする。登録料は表1のとおり。

表1

11歳以下	12歳～14歳	15歳～17歳	18歳～19歳	チームスタッフ
300円	500円	1,200円	1,500円	1,500円

注）年齢は毎年4月2日時点とする。

ただし、選手が個人登録するには、各チームの加入コードを入力し、選手として、チームの責任者から承認を得ること。

2 ベンチスタッフは1名以上6名以内とし、ベンチスタッフの内1名は、成人で公認指導者資格を有し、JVAに有効に登録されている者であることとする。

（大会への参加）

第12条

1 本連盟主催大会の参加申込み（チーム登録）等については、次のとおりとする。

（1）大会に出場を希望するチームは、規約第7条に規定されている全ての登録を済ませていなければならない。

（2）大会の参加料は、大会要項に表記する。なお、一旦参加申込みを行ったチームは、棄権等があっても、参加料は納めなければならない。

（3）同一大会におけるベンチスタッフについて

①ベンチスタッフは、2チーム以上を兼任することはできない。ただし、部長、マネージャー、トレーナー、ドクターについては、同一団体に限り U14 男子、U14 女子、U19 男子、U19 女子のベンチスタッフを兼務することができる。

②ベンチスタッフの変更は、大会当日1日通しての変更登録とし、大会当日の受付時に「ベンチスタッフ変更届」を競技委員長に提出するものとする。

③全国大会に出場するチームは、石川県予選大会申込締め切りまでに本条に従い登録を済ませているチームであり、本連盟が推薦したチームであること。ただし、予選大会時に本連盟の他チームに登録していた者が全国大会出場チームに移籍することはできないものとする。

(助成金及び寄付行為等)

第13条

- 1 寄付行為は、理事会又は役員会において審議し、決定する。
- 2 本連盟に係る弔事見舞は、概ね次のとおりとし、返礼は不要とする。
役員・・・(本人 5,000 円・配偶者 3,000 円)

(役員等の上部団体への派遣)

第14条

- 1 県協会の理事として理事長を派遣し、県協会の代議員については、役員会において派遣する役員を決定する。
- 2 前項以外の県協会の各専門委員会等に派遣する役員は、役員会において決定する。

(旅費等諸経費)

第15条

- 1 役員の諸行事の運営及び派遣に関する旅費及び日当の支払いは、会議に要した費用を除き、当面の間、支給しないものとする。ただし、県外で開催される大会及び会議への派遣については、旅費を支給する。
- 2 大会当日の役員及び大会運営スタッフについては、前項の規定に関わらず県協会に準じて支給する。
- 3 講習会の講師には、旅費・日当を支給する。
- 4 旅費は、最も経済的な公共交通機関による最寄り駅間の実費を支給する。ただし、理事長が必要と認める場合は、宿泊料等を支給することができる。
- 5 この条項の規定に関し、必要な事項は別途定める。

(罰則)

第16条

- 1 本連盟関係者に対する処分は、本条に定める罰則規程のほか、JVAが定める「競技者及び役員倫理規定」を準用する。
- 2 第1条の規程に違反したチームスタッフ、選手及び本連盟役員等に対する処置は、次のとおり厳罰をもって対処することとする。
 - (1) レベル1：言葉による暴力、飲酒を伴う指導等
処置：口頭による厳重注意
 - (2) レベル2：レベル1の繰り返し
処置：文書による厳重注意及び該当者は反省文の提出
レベル2以上は氏名及びチーム名を公表
 - (3) レベル3：体罰や暴力行為その他指導者及び選手として相応しくない行為
処置：3ヶ月以上の指導行為（直接指導及び間接指導をいう）及びベンチ入りの禁止
 - (4) レベル4：通院しなくてはならないような著しい体罰や暴力行為、レベル3の繰り返し及びレベル3に対する違反行為
処置：1年以上の指導行為（直接指導及び間接指導をいう）及びベンチ入りを禁止するとともに指導者資格、役職等を剥奪する。

(5) レベル5：刑事責任を伴うような体罰や暴力事件等を起こした場合

処置：永久追放、チーム解散。刑事責任を伴うような体罰や暴力事件等を起こした指導者は永久追放する。また、保護者も暴力について肯定しているような場合は、チームに解散命令を出し解散させる。

3 理事長は、本条に規定する罰則の適用及びその処置は、内容を十分調査し検討するとともに県協会と協議しながら、役員会において審議し決定の上、理事会に報告する。

(不服申立)

第17条

- 1 第13条に基づき理事長から処分の通知を受けた者は、通知を受けた日から2週間以内に、処分に関する不服申立てを行うことができる。
- 2 前項の不服申立は、理事長宛の不服申立書を事務局長に提出（送付）し、さらに不服の申立を行った日から3週間以内に、不服の理由書を提出する。その際、不服申立に関する証拠がある場合、証拠の概要を記載したものを併せて提出する。
- 3 本条による不服申立がなされた場合、この処分に関する判断は、理事会にて審理の上、決議する。

(その他の委任)

第18条

- 1 この規則で定めたもののほか、必要な事項は、理事長が決定する。
- 2 理事長が専決処分した事項は、次の理事会において報告するものとする。

(附 則)

第19条

本連盟の細則は、令和4年4月1日から施行する。